



2021年4月30日

各 位

会社名 東海リース株式会社
代表者名 代表取締役社長 塚本 博亮
(コード番号：9761 東証2部)
問合せ先 取締役総務部長 大西 泰史
(TEL 06-6352-0001)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2021年6月29日開催予定の当社第53回定時株主総会に、下記のとおり定款の一部変更について付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

(1) 当社は、2021年4月30日付「監査等委員会設置会社への移行および役員人事に関するお知らせ」にて別途開示しておりますとおり、取締役の職務執行の監査等を担う監査等委員を取締役会の構成員とすることにより、取締役会の監督機能を強化し、更なる監視体制の強化を通じてより一層のコーポレート・ガバナンスの充実を図るため、2021年6月29日開催予定の当社第53回定時株主総会の承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを決定いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社への移行に必要な、監査等委員である取締役および監査等委員会に関する規定の新設ならびに監査役および監査役会に関する規定の削除等の変更を行うものであります。

(2) 単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、変更案第8条を新設するものであります。

(3) 取締役として有用な人材の招聘を容易にし、その期待される役割を十分発揮できるよう、取締役会の決議によって法令の定める範囲で責任を免除することができる旨、および当社と業務執行取締役等以外の取締役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定として、変更案第29条を新設するものであります。なお、当該新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(4) その他、上記の各変更に伴う条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等所要の変更を行うものであります。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 2021年6月29日(火)
定款変更の効力発生日 2021年6月29日(火)

以 上

現行定款	変更案
<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>1. 仮設建物の賃貸業</u></p> <p><u>2. 仮設建物の製作並びに販売</u></p> <p><u>3. 仮設建物の建築業</u></p> <p><u>4. 仮設建物の設計、監理</u></p> <p><u>5. 什器備品の賃貸業並びに販売</u></p> <p><u>6. 建築機械工具の賃貸業</u></p> <p><u>7. 精密機械器具の賃貸業</u></p> <p><u>8. 仮設建物、什器備品、建築機械工具並びに精密機械器具の輸出入</u></p> <p><u>9. 建築用石材並びに非金属鉱産物の輸出入および販売</u></p> <p><u>10. 建築工事、土木工事、大工工事、左官工事、とび・土工工事、石工事、屋根工事、電気工事、管工事、タイル・れんが・ブロック工事、鋼構造物工事、鉄筋工事、舗装工事、しゅんせつ工事、板金工事、ガラス工事、塗装工事、防水工事、内装仕上工事、機械器具設置工事、熱絶縁工事、電気通信工事、造園工事、さく井工事、建具工事、水道施設工事、消防施設工事、清掃施設工事の請負および設計、施工</u></p> <p><u>11. ～12. (条文省略)</u></p> <p>第3条 (条文省略)</p>	<p>第1章 総則</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p>(目的)</p> <p>第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1) 仮設建物の賃貸業</u></p> <p><u>(2) 仮設建物の製作ならびに販売</u></p> <p><u>(3) 仮設建物の建築業</u></p> <p><u>(4) 仮設建物の設計、監理</u></p> <p><u>(5) 什器備品の賃貸業ならびに販売</u></p> <p><u>(6) 建築機械工具の賃貸業</u></p> <p><u>(7) 精密機械器具の賃貸業</u></p> <p><u>(8) 仮設建物、什器備品、建築機械工具ならびに精密機械器具の輸出入</u></p> <p><u>(9) 建築用石材ならびに非金属鉱産物の輸出入および販売</u></p> <p><u>(10) 建築工事、土木工事の請負および設計、施工</u></p> <p><u>(11) ～ (12) (現行どおり)</u></p> <p>第3条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>取締役会、監査役、監査役会及び会計監査人を置く。</u></p> <p>第5条 (条文省略)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>第8条～第9条 (条文省略)</p> <p><u>(基準日)</u></p> <p>第10条 当社は、<u>毎年3月31日の株主名簿に記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</u></p> <p><u>2. 本定款に定めのある場合のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあ</u></p>	<p>(機関の設置)</p> <p>第4条 当社は、株主総会および取締役のほか、<u>次の機関をおく。</u></p> <p><u>(1) 取締役会</u></p> <p><u>(2) 監査等委員会</u></p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条 (現行どおり)</p> <p>第2章 株式</p> <p>第6条～第7条 (現行どおり)</p> <p><u>(单元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当社の株主は、<u>その有する单元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</u></p> <p><u>(1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p><u>(2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p><u>(3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>第9条～第10条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>らかじめ公告して、臨時に基準日を定めることができる。</u></p> <p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第11条 (条文省略) (新設)</p> <p>第12条 (条文省略) (招集権者および議長)</p> <p>第13条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。<u>取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u> (新設)</p> <p>(決議の方法)</p> <p>第14条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数をもって行う。 2. (条文省略) (参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第15条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類<u>及び</u>事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報を、</p>	<p>第3章 株主総会 (招集)</p> <p>第11条 (現行どおり) <u>(定時株主総会の基準日)</u></p> <p>第12条 <u>当社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>第13条 (現行どおり) (招集権者および議長)</p> <p>第14条 株主総会は、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p><u>2. 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役がこれに代わる。</u></p> <p>(決議の方法)</p> <p>第15条 株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した<u>議決権を行使することができる</u>株主の議決権の過半数をもって行う。 2. (現行どおり) (株主総会参考書類等のインターネット開示)</p> <p>第16条 当社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類<u>および</u>事業報告に記載または表示すべき事項に係る情報</p>

現行定款	変更案
<p>法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>第 16 条～第 17 条 (条文省略)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 18 条 当社の取締役は、<u>12 名以内</u>とする。</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 19 条 (新設)</p> <p>取締役の選任は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>2. (条文省略)</p> <p>(<u>取締役の任期</u>)</p> <p>第 20 条 取締役の任期は、選任後 <u>2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>を、法務省令の定めるところにより、インターネットで開示することができる。</p> <p>第 17 条～第 18 条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会 (取締役の員数)</p> <p>第 19 条 当社の取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) は、<u>10 名以内</u>とする。</p> <p>2. <u>当社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。</u></p> <p>(取締役の選任)</p> <p>第 20 条 <u>取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u></p> <p>2. (現行どおり)</p> <p>3. (現行どおり)</p> <p>(任期)</p> <p>第 21 条 取締役 (<u>監査等委員である取締役を除く。</u>) の任期は、選任後 <u>1 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内</u>に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終</p>

現行定款	変更案
<p data-bbox="233 327 778 483">2. <u>補欠または増員のため選任された取締役の任期は、現任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="248 510 325 544">(新設)</p> <p data-bbox="189 819 577 853">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="173 882 778 1160">第 21 条 当社に取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役の中から選定する。</p> <p data-bbox="233 1254 424 1288">2. (条文省略)</p> <p data-bbox="233 1314 424 1348">3. (条文省略)</p> <p data-bbox="233 1375 424 1408">4. (条文省略)</p> <p data-bbox="189 1438 550 1471">(取締役会の招集および議長)</p> <p data-bbox="173 1500 451 1534">第 22 条 (条文省略)</p> <p data-bbox="233 1563 778 1841">2. <u>取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</u></p> <p data-bbox="248 1870 325 1904">(新設)</p>	<p data-bbox="948 264 1203 297"><u>結の時までとする。</u></p> <p data-bbox="853 327 962 360">(削 除)</p> <p data-bbox="896 510 1442 788">3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p data-bbox="853 819 1243 853">(代表取締役および役付取締役)</p> <p data-bbox="837 882 1442 1160">第 22 条 当社に取締役社長 1 名を、必要に応じて取締役会長、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を置き、取締役会の決議により取締役 <u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から選定する。</p> <p data-bbox="896 1254 1117 1288">2. (現行どおり)</p> <p data-bbox="896 1314 1117 1348">3. (現行どおり)</p> <p data-bbox="896 1375 1117 1408">4. (現行どおり)</p> <p data-bbox="853 1438 1214 1471">(取締役会の招集および議長)</p> <p data-bbox="837 1500 1145 1534">第 23 条 (現行どおり)</p> <p data-bbox="896 1563 1442 1780">2. 取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の 3 日前までに発するものとする。ただし、緊急の必要がある場合は、この期間を短縮することができる。</p> <p data-bbox="896 1870 1442 1966">3. <u>取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催す</u></p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 23 条 取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって<u>これを行う</u>。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 24 条 <u>取締役が取締役会の決議の目的事項について提案した場合、当該事項の議決に加わることのできる取締役全員が書面または電磁的記録により同意の意思表示をし、監査役が異議を述べないときは、取締役会の承認決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 25 条 (条文省略)</p> <p>(新設)</p> <p>(取締役の報酬および退職慰労金)</p> <p>第 26 条 取締役の報酬および退職慰労金は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(新設)</p>	<p><u>ることができる。</u></p> <p>(取締役会の決議の方法)</p> <p>第 24 条 取締役会の決議は、<u>議決に加わることができる取締役の過半数</u>が出席し、その過半数をもって行う。</p> <p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第 25 条 <u>当社は、会社法第 370 条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。</u></p> <p>第 26 条 (現行どおり)</p> <p><u>(重要な業務執行の決定の委任)</u></p> <p>第 27 条 <u>取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行 (同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。) の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>(取締役の報酬等)</p> <p>第 28 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議をもって定める。</u></p> <p><u>(取締役の責任免除)</u></p>

現行定款	変更案
<p>第5章 <u>監査役および監査役会</u></p> <p><u>(監査役の員数)</u></p> <p>第27条 <u>当会社の監査役は、5名以内とする。</u></p> <p><u>(監査役の選任)</u></p> <p>第28条 <u>監査役の選任は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p><u>(監査役の任期)</u></p> <p>第29条 <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u></p> <p><u>2. 補欠のため選任された監査役の任期は、</u></p>	<p><u>第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p><u>2. 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する額とする。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(削除)</p>

現行定款	変更案
<p><u>退任した監査役の任期の満了する時 でとする。</u></p>	
<p><u>(常勤監査役)</u></p>	(削除)
<p><u>第 30 条 監査役会は、監査役の中から常勤監査 役を選定する。</u></p>	
<p><u>(監査役会の招集)</u></p>	(削除)
<p><u>第 31 条 監査役会の招集通知は、各監査役に対 して会日の 3 日前までに発するものと する。ただし、緊急の必要がある場合 は、この期間を短縮することができ る。</u></p>	
<p><u>(監査役会の決議の方法)</u></p>	(削除)
<p><u>第 32 条 監査役会の決議は、法令に別段の定め がある場合を除き、監査役の過半数を もってこれを行う。</u></p>	
<p><u>(監査役の報酬および退職慰労金)</u></p>	(削除)
<p><u>第 33 条 監査役の報酬および退職慰労金は、株 主総会の決議をもって定める。</u></p>	
<p>(新設)</p>	<u>第 5 章 監査等委員会</u>
<p>(新設)</p>	<u>(常勤の監査等委員)</u>
	<p><u>第 30 条 監査等委員会は、その決議によって常 勤の監査等委員を選定することがで きる。</u></p>
<p>(新設)</p>	<u>(監査等委員会の招集)</u>
	<p><u>第 31 条 監査等委員会の招集通知は、各監査等 委員に対して会日の 3 日前までに発 するものとする。ただし、緊急の必要 がある場合は、この期間を短縮するこ</u></p>

現行定款	変更案
<p>(新設)</p> <p>第6章 計算</p> <p>第34条 (条文省略)</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p>第35条 <u>株主総会の決議により、毎事業年度末日の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、期末配当を行うことができる。</u></p> <p>2. 前項のほか、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日の<u>株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第36条 (条文省略)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第37条 <u>期末配当金および中間配当金が、支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>	<p><u>とができる。</u></p> <p>2. <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p><u>(監査等委員会の決議の方法)</u></p> <p>第32条 <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p> <p>第6章 計算</p> <p>第33条 (現行どおり)</p> <p>(剰余金の配当の<u>基準日</u>)</p> <p>第34条 <u>当社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。</u></p> <p>2. 前項のほか、当社は取締役会の決議により、毎年9月30日を<u>基準日として、中間配当を行うことができる。</u></p> <p>第35条 (現行どおり)</p> <p>(配当金の除斥期間)</p> <p>第36条 <u>配当財産が金銭である場合は、その支払開始日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</u></p>